

2024 年 4 月 23 日 プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社

## スチュワードシップ活動に対する自己評価の結果について 2023 年(1 月~12 月)

スチュワードシップ活動の継続的な改善に向け、当社では同活動を監督する運用委員会において当社におけるスチュワードシップ活動の自己評価を行っております。2023年(1月~12月)における当社のスチュワードシップ活動について自己評価を実施しましたので、その結果を以下の通り公表いたします。

原則	自己評価の結果
原則 1	当グループ(プリンシパル・フィナンシャル・グルー
(方針の策定と公表)	プ)の Purpose(存在意義)は「全ての人々が金融資産の
	安全を確保できる世界を築く」です。当グループは、長
	期的に責任ある行動を通じてその実現に取り組んでいま
	す。
	当グループは部門を跨いだリーダーで構成されるサステ
	ナビリティ・タスクフォースを配置しており、同タスク
	フォースがグループ全体のサステナビリティ戦略を策定
	し、公共政策への関与、KPI や目標設定などの課題につ
	いて検討します。また、グループの運用部門であるプリ
	ンシパル・アセット・マネジメントにはサステナブル・
	インベストメント・カウンシルが設置され、サステナビ
	リティ・タスクフォースと緊密に連携して顧客資産の運
	用と企業戦略の整合性を確保しています。
	当グループは、特定のアセットクラスや運用戦略に特化
	した複数の運用会社を傘下に擁しており、これらの特化
	型運用会社が運用する幅広い運用商品を世界の投資家の
	皆様に提供しています。アクティブ運用を行う全てのア
	セットクラスにおいて、サステナビリティの要素を運用
	プロセスに取り込んでいますが、その方法は各運用会社
	によって異なります。プリンシパル・アセット・マネジ



原則	自己評価の結果
	メントのサステナブル・インベストメント・カウンシルは、グループ傘下の各運用会社がグループのサステナビ リティ・フレームワークを適切に取り込んで運用を行う よう、支援を行っています。
	当グループのサステナビリティ戦略はグループのウェブサイト(principal.com および principalam.com)で公表しています。また、日本法人である当社においては、2020年3月改訂の日本版スチュワードシップ・コードの原則に対応した方針を当社のウェブサイト(principalglobal.jp)で公表しています。2023年に行った組織変更を反映するため、2023年7月に方針の改訂を行いました。
	以上の点から、原則1への対応は適切と評価しています。
原則 2 (利益相反の管理)	弊社を含むプリンシパル・アセット・マネジメントでは、職業的専門家として高い倫理基準を持って行動することに全力を尽くします。想定されうる利益相反に関してはその回避に関する社内規程を定めております。グループ全体として適用される Code of Conduct はグループのウェブサイト (principal.com) に公表されています。
	議決権行使に関連する利益相反の管理については、プリンシパル・アセット・マネジメントにおいて議決権行使に関する方針(Proxy Voting Policies and Procedures)を制定し、ウェブサイト(principalam.com)にて公表しています。
	2023年も引き続き規程及び方針に逸脱する事例は認められず、原則2への対応は適切と評価しています。
原則3 (投資先企業の状況把握)	当社は、運用委託先および組入投資信託の運用哲学、運用方針、および運用プロセスを理解することにより、顧客資産の運用を行うグループの各運用会社がどのように 投資先企業の状況を把握するかについて確認します。当



原則	自己評価の結果
	社においては、プロダクト部が運用委託先および組入投
	資信託の運用に対するモニタリングを行っており、その
	結果を四半期毎に開催される運用委員会に報告していま
	す。
	以上の点から、原則3への対応は適切と評価していま
	す。
原則 4	当社は上場企業の株式に直接投資を行わないため、当社
(エンゲージメント)	自身が投資先企業と直接対話することはありませんが、
	運用委託先および組入投資信託等におけるエンゲージメ
	ントに関する方針、体制、プロセスに関する情報を入手
	し、理解することによって運用を行うグループの運用会
	社が投資先の企業と建設的な対話を行っているかどうか
	確認します。プリンシパル・アセット・マネジメントに
	おいては、Stewardship and Engagement Policy Statement
	を策定し、ウェブサイト(principalam.com)にて公表し
	ています。また、当社のプロダクト部が運用委託先や組
	入投資信託のモニタリングを行う中で、必要に応じて運
	用会社におけるエンゲージメント等について確認してい
	ます。
	以上の点から、原則4への対応は適切と評価していま
医 III F	す。
原則 5	プリンシパル・アセット・マネジメントでは、議決権行
(議決権行使)	使は運用会社としての受託者責任であると同時に、投資
	先企業の経営陣と対話し、企業の経営や持続的成長に影響を与えるための重要なツールであると考えています。
	音を与えるための重要なプールであると考えています。 こうした考えのもと、議決権行使に関する方針(Proxy
	Voting Policies and Procedures)を制定し、ウェブサイト (principalam.com) にて公表しています。議決権行使は
	運用委託先あるいは組入投資信託の運用を行うグループ
	の運用会社が行いますが、プリンシパル・アセット・マ
	ネジメントの方針については当社においても確認してい
	ます。また、プリンシパル・アセット・マネジメントに
	は議決権行使委員会が設置されており、グループ内で行
	ISMXDCHELLICARTA IX DECADO CAD J C / / / J T C II



原則	自己評価の結果
	われた議決権行使が方針におよびガイドラインに沿って
	実行されているか監督しています。
	運用委託先を通じて国内株式に投資しているものについ
	ては、議決権行使結果を議案の主な種類ごとに整理・集
	計して日本法人のウェブサイト(principalglobal.jp)にお
	いて公表しました。
	以上の点から、原則 5 に対する対応は適切であると評価しています。
原則 6	当社が運用を受託する顧客に対して、顧客の要望に応じ
(顧客・受益者への報告)	た報告を実施しました。また、プリンシパル・アセッ
	ト・マネジメントにおいては、グループ全体の1年の活
	動状況を Stewardship and Engagement Report として取り
	纏め、プリンシパル・アセット・マネジメントのウェブ
	サイト (principalam.com) に掲載しています。
	以上の点から、原則6に対する対応は適切であると評価しています。
原則7	プリンシパル・アセット・マネジメントではサステナブ
(スチュワードシップ活動	ル投資監督委員会を設置しています。当委員会の主な活
のための実力)	動は、1) 新たに設定・導入される商品および戦略が、サ
	ステナビリティ投資の定義に照らして適切に分類される
	よう審査、承認を行うこと、2) 基準や分類を運用部門、
	商品部門、顧客関連部門、コンプライアンス部門、リス
	ク管理部門等の関係者に適切に伝えること、3)各運用商
	品と戦略がサステナビリティ投資の観点から適切に分類
	されているかどうかを定期的に審査すること、4)国際的
	な政策や推奨、規制当局や業界団体の方針を調査し、当
	グループに与える影響やリスクを特定すること、などを 含みます。
	ロッよう。   当委員会はリスク管理や法務・コンプライアンス関連に
	重点を置いてプリンシパル・アセット・マネジメントの
	各運用部門を監督し、経営陣への報告を行っています。



原則	自己評価の結果
	また、プリンシパル・アセット・マネジメントのサステ
	ナブル・インベストメント・カウンシルにおいては、前
	年に引き続き、主要各国の市場や規制についての最新動
	向の収集に努め、それらの情報をグループ内に積極的に
	発信しました。
	以上の点から原則7に対する対応は適切と評価していま
	すが、今後も引き続き努力を続けてまいります。